#### 村 上 由 佳

#### はじめに

国立公文書館は、「公文書等の管理に関する法律」(平成二一年法律第六人号、以下「公文書管理法」という。)に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)を作成・公表している」。この審査基準の「1.審査の基本方針」で法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の「1.審査の基本方針」では「時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする」と記述されている。しかし、多種多様な文書でのなかに記載された様々な利用制限情報について、「時の経過」を踏まえたのなかに記載された様々な利用制限情報について、「時の経過」を踏まえたして、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場上で、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場上で、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場上で、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場上で、利用制限の範囲を必要最小限度とするための判断は、困難を伴う場上で、利用制限の範囲を必要最小限度とする法律」(以下「審査基準」を踏まる法律」(平成二一年法律第六人号、以下「公文書館は、「公文書館は、「本書館は、

当館における利用制限の事例等を踏まえて報告する。してどのように個人情報を利用に供することの可否を判断しているのか、本稿では、利用制限事由への該当性を判断する際に「時の経過」を考慮

査基準を提示し、第三章で国立公文書館が保存する特定歴史公文書等にどに関する規定を整理し、第二章で諸外国の制度の概要と国立公文書館の審ライン」という。)の「時の経過」を踏まえた利用制限事由への該当性判断するガイドライン」(平成二三年四月一日内閣総理大臣決定、以下「ガイドするガイドライン」(平成二三年四月一日内閣総理大臣決定、以下「ガイドするガイドライン」(平成二三年四月一日内閣総理大臣決定、以下「ガイドするがの保存、利用及び廃棄に関策一章で公文書管理法と「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関策」

的に提示する。いて、「時の経過」を踏まえどのように判断しているのかということを具体いて、「時の経過」を踏まえどのように判断しているのかということを具体のような個人情報が記載されており、それらの情報の利用制限の要否につ

## 第一章 利用審査業務に係る法規定

### 第一節 公文書管理法の規定

出した文書が多数存在する。これらの文書に記載された個人情報は、 載した文書等、 書館に保存されている文書には、 して、 利用に供することと規定している。利用制限事由に該当する情報の一つと について利用制限事由を明確に規定し、それに該当する場合を除いて全て 用させなければならない」としている。 載に従い利用の請求があった場合には、 において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記 の第一六条第一項において、「国立公文書館等の長は、当該国立公文書館 特定歴史公文書等の利用を権利として規定している公文書管理法は、そ 同項第一号イ及び第二号イの個人情報が挙げられている。国立公文 個人が一般に利用させることを想定せずに行政機関等に提 個人の権利義務の得喪に関する情報を記 次に掲げる場合を除き、これを利 つまり、 同法は特定歴史公文書等

限すべき個人情報であるかどうかについての判断に帰するものである。であった。すなわち、特定歴史公文書等の利用審査の大部分は、利用制書等の利用制限事由に該当すると判断した情報のうちの約九割が個人情報することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報に係る審することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報に係る審

ないが、 法は、 情報を、 方とも第五条第一号により規定)を引用している。すなわち、 条第一項第一号イ及び第二号イは、「行政機関の保有する情報の公開に関す 公文書管理法上の利用制限情報から除かれている。 公開に関する法律」(平成一三年法律第一四○号) る法律」(平成一一年法律第二号)及び 「情報公開法」という。)における不開示情報としての個人情報の規定(両 また、公文書管理法上で個人情報の利用制限事由を規定している第一六 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはでき 利用制限情報としている。ただし、次の①~③に掲げる情報は、 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある 「独立行政法人等の保有する情報の (以下両法律をあわせて 公文書管理

- 予定されている情報(いわゆる公領域情報)① 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが
- 必要であると認められる情報(いわゆる生命等保護情報)② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが
- 供することは、前述の①~③に該当する場合を除き、公文書管理法上でもしたがって、個人識別情報が記録されている特定歴史公文書等を利用に及び当該職務遂行の内容に係る部分(いわゆる公務員職務遂行情報)遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職務の 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の

原則として認められていない。。

考慮する」こととの両立を計ることが本法の特徴の一つと言える。の経過を考慮する」と規定しており、「利用制限する」ことと「時の経過を歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時では、情報公開法と異なり、公文書管理法第一六条第二項において、「特定他方で、公文書管理法上の利用制限事由への該当性を判断するにあたっ

### 第二節 ガイドラインの規定

のとする考え方)をも踏まえる必要がある」と記載されている⁴。 リッド大会において出された、利用制限は原則として三○年を超えないも な慣行である三○年ルール(一九六八年ICA(国際公文書館会議)マド な関行である三○年ルール(一九六八年ICA(国際公文書館会議)マド のとする考え方)をも踏まえる必要がある」と記載されている⁴。 のとする考え方)をも踏まえる必要がある」と記載されている⁴。

利用を制限することとするかを個別に判断しなければならない。等の長は、三〇年経過後の個人情報について、どのような場合に例外的に過ぎず、個人情報に係る三〇年を超える長期間の利用制限を否定したものルールは、個人情報を含む種々な情報全般について原則的に述べているに所のみであり、これ以上の具体的記述は見当たらない。また、この三〇年所のみであり、これ以上の具体的記述は見当たらない。また、この三〇年所のみであり、これ以上の具体的記述は見当たらない。また、この三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の長には、三〇年の日のようない。

## 第二章 個人情報に関する利用制限期間の考え方

## 第一節 国際公文書館会議の三〇年ルール

国際公文書館会議の三〇年ルールとは次のようなものである5。ガイドラインにおいても「国際的な慣行」であるとして触れられている

## ③公開制限と公開時期の延期について

ての不当な制限の解除を提案するよう、勧告する。研究のニーズにかなったアーカイブ記録の公開制度とするため、全ルする規定について徹底した調査を行い、所管機関に対して、学術一・大会は、各国のアーカイブ関係機関が、文書の公開をコントロー

を勧告する。 この目的を達成するため、大会は、以下のような公開規則の緩和

- 必要な場合は留保事項を設けること。ついて、文書の作成から公開までの間が三〇年を超えないものとし、a)公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間に
- すること。 ある場合に限ることとし、その制限期間は八○年を超えないものとb)特別の事例について更に長い期間制限する場合は、現実に必要が
- ・0.14.c)最大限可能な限り、特定の分野、資料群、又はシリーズについて、c)最大限可能な限り、特定の分野、資料群、又はシリーズについて、
- の規定を設け、公開決定が他の機関で行われる場合は、決定権を持d)個別の事情について、利用制限の正規の規定の例外を認める場合

非公開措置に対する不服申立の手続きを検討すること。長は、例外による公開の請求についての助言を与えること。また、つ機関に事案が移る前に、国立公文書館長又は関係する保存機関の

には、 はできない、というものであった®。 的な場合は、 制限期間を三○年とすることが現実的であり、七○~八○年経過した文書 め、いくつかの利用制限は維持する必要があるとしながら、 グループとしての結論は、このように、各国によって利用規則が異なるた 以上の利用制限期間を設けている国が多数あった。そのため、ワーキング するまで利用制限することとされているなど、個人情報については三○年 容によって制限があり、個人のプライバシーに関わる文書は七○年が経過 が、例えばイタリアでは、原則としてどの文書も自由に閲覧可能だが、内 オランダ、イギリス、スイスの一九六八年当時の利用原則を確認している 文書館会議大会の第一セッションにおいて報告が行われて、ワーキンググ ググループ(以下「ワーキンググループ」という。)が立ち上がり、国際公 国際公文書館会議ワシントン大会後にアクセスの自由化に関するワーキン 的な利用制限期間に関するものであったことが肝要である。一九六六年の するということであった~。そして、この三〇年ルールがあくまでも一般 利用を制限。する期間を(当時主流だった五〇年から)三〇年に「緩和」 ループの成果がまとめられている。ワーキンググループにおいて、ドイツ (西ドイツ)、アメリカ、フランス、ハンガリー、イタリア、マレーシア、 三〇年ルールの本来の意味は、「一般的な制限期間」、つまり原則として 個人や国を害するおそれがあるものはほとんどない、ただし、例外 利用制限期間をさらに延長でき、その年限は一般化すること 一般的な利用

この報告に対して各国の代表が意見を述べているが、ノルウェー国立公

と思う」と述べている。。が細かく設けられるので、結果としては研究者にとって大きな差異はないせることを検討中だが、理論的には大きな変更のように見えても例外規定文書館の館長は「北欧では利用制限期間自体を廃止し、原則として利用さ

にわたって制限することを否定したものではなかった。○年から三○年としたことに大きな意味があるが、この期間はあくまでも以上のように、三○年ルールとは、原則として利用制限とする期間を五

#### 第二節 諸外国の事例

に関する利用制限期間の状況について概観する。本節では諸外国の一般的な利用制限期間と本稿のテーマである個人情報

概要を略述すると以下のとおりである。書館における『時の経過』の運用について」等が公表されている『。その等作成・公開制度検討チーム(作業チーム(第一回)配布資料「国立公文な個人情報がどの程度の期間利用制限されているかについて、閣議議事録アーカイブズの利用にあたり、諸外国の国立公文書館においてどのよう

#### 〈アメリカ合衆国〉

任者との協議を行った上で、関連法で制定された基準との整合性がとれてい、公衆が情報を入手できるようにしなければならない」(5USC 552(a))と規定されており、「本条は、次の事項には適用されない」(5USC 552(b))と規定されており、「本条は、次の事項には適用されない」(5USC 552(b))として除外条項が定められているコ。また、「米国国立公文書記録管理局長として除外条項が定められているコ。また、「米国国立公文書記録管理局長として除外条項が定められているコ。また、「米国国立公文書記録管理局長として除外条項が定めるところに従

制限するといった定性的な規定もある。 制限するといった定性的な規定もある。 制限するといった定性的な規定もある。 知としている個人のプライバシーを侵害するおそれのある記録を利用のではなく、より長期(七二年(国勢調査・統計調査)、七五年(プライバシー))の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別シー))の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別シー))の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別シー))の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別シー))の利用制限期間を設けている。また、これらの利用制限期間とは別している。また、これらの利用制限は別している。 対している個人のプライバシーを侵害するおそれのある記録を利用制限するといった定性的な規定もある。

#### 〈イギリス〉

利用を制限するとしている。 うる情報について、データ保護法(Data Protection Act)の規定に準じて 開されるわけではなく、 歴史的記録になることで公開対象となる情報すべてが、二〇年経過後に公 Act)別表七の四(二)で、三〇年を二〇年とする旨規定されている。しかし、 とされてきたが、憲法改革統治法(Constitutional Reform and Governance くつかが公開される。そして、記録はそれが作成された年の翌年から起算 録となった記録は、利用制限情報のうち、「裁判記録等」(第三二条)他 きに、歴史的記録(historical record)となる旨定めているが、 FOIAは記録が作成された年の翌年から起算して、一定の期間が満了したと の開示を受ける権利を有していることが規定されている (第一条(一)項)。 か否か書面で通知を受ける権利及び、情報を保有している場合、当該情報 利用制限情報を除いて、 して三○年の期間が満了したとき歴史的記録となる(第六二条(一) 情報自由法(FOIA)において、公共機関に対し情報の請求を行う者は、 請求に明示された情報を公共機関が保有している 個人情報については、 生存している個人を特定し 歴史的記 項

された2。 により、逆に利用制限が強化され、関連する人物の死亡という要件も追加により、逆に利用制限が強化され、関連する人物の死亡という要件も追加また、王室の通信及び栄典の授与に関する情報は憲法改革統治法の改正

(ドイツ)

〈フランス〉

条が改正された。改正前は、 平成二〇年(二〇〇八年)に文化遺産法(Code du patrimoine)L213 - 1

公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限も公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限も公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限も公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限もができる<sup>13</sup>。

れ、L213-1条は、公文書は、L213-2条に規定される条件を別として、当然と規定されていたところ、改正後は、「三○年の期間」という文言が削除さ

出生後一二○年経過といった利用制限期間を設けている。型に応じ、作成・取得後七五年ないし一○○年経過、死亡後二五年経過、に閲覧可能であると規定された≒。ただし、個人情報については、文書類

り、同委員会資料から一部を引用すると以下のとおりである≒。催の第四七回公文書管理委員会資料においてやや詳しく取り上げられておフランスの制度については、平成二七年(二○一五年)一二月二四日開

□○八年法律(筆者補記:文化遺産法)は、公文書の自由閲覧原則
 □○八年法律(筆者補記:文化遺産法)は、公文書の自由閲覧原則

生の日から一二〇年」という定めもあるい。「関係人の死亡日から二五年」という意味であり、また、これ以外に「出表1のとおりとなる。前述のとおり、前記引用部分のうち「二五年」とは上記フランスの文化遺産法における個人情報の公開についてまとめると

フランスにおいては「五○年」や「一○○年」といった利用制限期間が示の制度では出生から一○○年を超える利用制限期間も示されており、特に用制限期間よりも長期の利用制限期間が示されており、個人の生死を利用用制限期間よりも長期の利用制限期間が示されており、個人の生死を利用用制限期間とのばらつきが非常に大きく、準拠すべき国際的な基準があると以上のように、個人情報について各国の制度上示されている利用制限期以上のように、個人情報について各国の制度上示されている利用制限期

#### 表1フランス国立公文書館における個人情報記載文書の公開について

経過年数 (注1)	公開となる個人情報記載文書	
当然に閲覧 可能	下記以外の文書	
25 年 (注 2)	医療の秘密に関する文書	
50 年	個人の安全又は私的生活の保護を侵害する文書(経過年数「75年」及び「100年」の項に掲げる文書を除く) (適用対象) ・名前の特定される自然人若しくは容易に識別可能な自然人についての価値の評価や判断に関わる文書 ・人物に損害をもたらすおそれのある条件における人物の行為を明らかにする文書	
75年 (注3)	a) 閲覧させることが統計に関する秘密に侵害をもたらす文書について、私的な事実及び 行為と関係を有する質問書によって収集された情報が問題となる場合 b) 司法警察の部局によって実施された調査に関する文書 c) 裁判所に提起された事件に関する文書(判決及び裁判の決定の執行に関する特別な規 定のある場合を除く) d) 裁判所付属吏の正本及び帳簿類 e) 民事的身分の出生及び婚姻の登録	
100年 (注3)	・上記 a) ~e) に該当する文書のうち、未成年に関するもの ・閲覧させることが個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁判の決定の執行に関し て、司法警察部局によって実施された調査、裁判所に提起された事件に関する文書	

(注)

- 1. 「経過年数」の起算日は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付である。
- 2. ただし、医療の秘密に関する文書は、①関係人の死亡の日付から25年、②死亡日が判明しない場合、当該人物の出生の日から120年のいずれかの期間が経過すると公開となる。
- 3. 「75 年」又は「100 年」の期間が未経過でも、関係人の<u>死亡の日付から 25 年経過</u>すると、これらの 文書は公開となる。

永野晴康「フランス文書保存制度の諸相-2008 年法律による公文書保護制度を中心に一」(『城西情報科学研究』第 20 巻第 1 号(2010 年 3 月)所収)の記述を元に作成

### 第三節 国立公文書館の審査基準

ものとする」

『としている。 ける利用制限事由の該当性の判断に当たっては、これらの運用も踏まえる すると考えられる。このことから、 三〇年ルールを踏まえた個人情報の公開判断に関するこのような館の運用 あると認められなくなった時点において、当該個人情報を公開してきた」で 実績自体もまた、 作成又は取得から一定の期間が経過し、 成一一年法律第七九号)以降、「三〇年を経過した歴史公文書等について、 審査基準の記載のとおり、 又は公にすることが予定されている情報」にいう「慣行」に該当 個人情報のうち例外的に利用に供される「慣行として公 国立公文書館では、 審査基準においては、 個人の権利利益を害するおそれが 国立公文書館法施行 「個々の案件にお 伞

にすぎないことに留意しなければならない<sup>19</sup>。 にすぎないことに留意しなければならない<sup>19</sup>。

るが、その前提として踏まえておくべきことがある。それは、審査基準の次に審査基準の(別添参考)の考え方について詳しく見ていくこととす

準の ては、 用制限期間についての具体的な判断は、 安とする期間区分をどのように設定するかにかかわらず、 あるか否かについて検討を行う際の一つの目安にすぎないのであって、 的に勘案して個別に判断するもの」とされている。前述のとおり、審査基 基準の の結果に基づき行うもの」ということである。これと同趣旨の記述は審査 冒頭に掲げているとおり、「個々の案件に係る具体的な判断は、 のである。これは利用審査に当たっての基本原則である 歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについ (別添参考) に掲げる期間区分は、個人の権利利益を害するおそれが 当該情報の具体的性質、 (別添参考)の(備考) 2にもあり、具体的な審査において 当該情報が記録された当時の状況等を総合 個別の審査の結果に基づき行うも 個々の案件の利 個別の審

る。 あると認められなくなる一定の期間の目安を示すことを、 報をある程度類型化し、 あるが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある個人情 難である。審査基準の(別添参考)は、 認められなくなった時点」となる一定の期間を類型的に示すことは更に困 をしてみても、 があまりに多岐に渡るため、極めて困難である。また、仮に類型的な定義 のある個人情報に該当するかを類型的・網羅的に列挙するのは、 どのような情報が、 それらの情報が 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれ それらの情報が個人の権利利益を害するおそれが 「個人の権利利益を害するおそれがあると 幾重もの留保条件を付した上では あえて試みてい 個人情報

を次のとおり示している。
定の期間」の目安及びこれらに「該当する可能性のある情報の類型の例」等に記録されている個人情報を以下の三類型に大別した上で、前述の「一審査基準の(別添参考)においては、三○年を経過した特定歴史公文書

① 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることによ

り、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

一定の期間(目安):五〇年

情報類型例(参考):学歴又は職歴/財産又は所得など

とにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる② 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にするこ

もの

一定の期間(目安): 八〇年

→ 情報類型例 (参考):国籍、人種又は民族/家族、親族又

は婚姻など

と認められるものとにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあるの。重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にするこ

一定の期間(目安): 一一〇年を超える適切な年

情報類型例(参考):刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)/重

篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

の類型に該当する可能性があるとされている情報の類型の例については、なお、一定の期間の目安を「一一〇年を超える適切な年」としている③

罪歴(禁錮以上の刑)」については一一〇年、「重篤な遺伝性の疾病、精神(備考)4において更に「一定の期間」の目途を定めており、「刑法等の犯

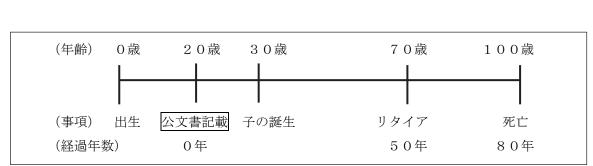
)障害その他の健康状態」は一四〇年とされている。

この審査基準の(別添参考)は、次のような考え方で作成されている♡。

それがあると認められなくなると考えられる期間であり、個人のライ「一定の期間 (目安)」は、時の経過により個人の権利利益を害するお

これは、 三〇歳、子の実年齢は うケースでは、 フステージ(社会の第一線を退いてい 用者の方々の参考にも資すると考え、 査の際の参考とするものであるが、利 のである。 護する必要があるとの考え方に立つも の生存期間中までは当該本人情報を保 推定される。これは、刑法上の犯罪歴 書に記載され、三〇歳で子が誕生し、 れる各段階)等を踏まえたものである。 る、本人の死亡、遺族の死亡が推定さ 審査基準に添付したものである。 いずれも死亡している可能性が高いと ○年を経過すると、本人の実年齢は 上の刑に係る罪に関する犯罪歴」とい 成されたものである。例えば、「禁錮以 一○○歳で死亡する場合を想定して作 (禁錮以上の刑) は、 本人(個人)が二〇歳で公文 別添参考資料は、 作成又は取得から一一 本人及びその子 一〇〇歳であり 個別の審

においては、公文書管理法及びガイドライの考え方を下に図示する。 ここで示されている「一定の期間(目安)」



いても参照している。

「世の関語、同語のには、周別に利用制限事由の該当性の判断をしているが、その際には、国立公文書館のこれまでの運用についても慣行とで加まることにより個人の権利利益を害するおそれのある個人情報に限定しては、利用制限を行っている。判断にあたっては、利用制限すべき情報の類型及が利用制限を行っている。判断にあたっては、利用制限事由の該当性の判断をしてが利用制限する一定の期間(目安)を示した審査基準の(別添参考)につけるが、その際には、国立公文書館のこれまでの運用についても慣行といるが、その際には、国立公文書館のこれまでの運用についても慣行といるが、その際には、国立公文書館のこれまである。

である。
である。
である。
しかしながら、利用に供するまでの最短年限を法利用制限情報を除いて原則利用に供することとしており、この点について利用制限情報を除いて原則利用に供することとしており、この点について 前述の諸外国の制度と我が国の制度とを比較すると、我が国においても、

なっている。 ており、 参考)は と比較した場合、例えばフランスでは「民事的身分の出生及び婚姻の登録 利用制限を要する年限の目安を掲げている。この目安である年限を諸外国 いった法令上の規定がない。ただし、 法令等で定めている場合があるが、 にどういった情報を指すのかはつまびらかではないが、審査基準の は「七五年」という経過年数を文化遺産法で規定している。これが具体的 イドラインに基づいて作成公表している審査基準の(別添参考)において、 また、個人情報に限ってみても、諸外国では利用に供する年限について、 国立公文書館で目安としている年限と期せずして同程度の期間と 「家族、 親族又は婚姻 の 前述のとおり我が国においてはそう 国立公文書館は、 定の期間 (目安) を 前述のとおり、 「八〇年」とし (別添

# 由への該当性の判断第三章 国立公文書館における「時の経過」を踏まえた利用制限事

## 第一節 特定歴史公文書等に記載されている個人情報

している業務を所管している機関の文書等が挙げられる。の職務遂行情報以外の情報)に関する文書や国民の権利義務に密接に関係いが、個人情報を多く含む文書としては、公務員の人事や服務等(公務員表2のようになる。個人情報は多種多様であり、あくまでも一例にすぎな個人情報を多く含む特定歴史公文書等について、いくつか例を挙げると

## 第二節 公文書管理委員会の判断事例からの一考察

することができる」旨規定しており(第一項)、審査請求があったときは、不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求を公文書管理法第二一条には、「利用請求に対する処分又は利用請求に係る

表2 個人情報の多く含まれる特定歴史公文書等の例

情報の類型		特定歴史公文書等の例
1)	学歴又は職歴	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文、 法人設立許認可関係資料
2	財産又は所得	法人設立許認可関係資料、健康保険法施行関係、労働保険 再審査請求事件記録
3	採用、選考又は任免	任免裁可書
4	勤務評定又は服務	人事院会議議事録
⑤	人事記録	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文
6	国籍、人種又は民族	帰化許可原簿
7	家族、親族又は婚姻	留守名簿、引揚者在外事実調査票
8	信仰	宗教門(文部省)
9	伝染性の疾病、身体の障害その他の健康 状態	任免裁可書、叙勲裁可書、内閣人事公文・総理府人事公文
10	刑法等の犯罪歴	公文雑纂、任免裁可書、公文類聚、人事院会議議事録、会 計検査院決議録、恩給裁定原書、閣議・事務次官等会議資 料
(1)	重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他 の健康状態	任免裁可書

しなければならない」(第四項)と定められている。国立公文書館等の長は、例外を除いて「公文書管理委員会に諮問

申のうち、「時の経過」と個人情報を考える上で参考になる答申が、 経過」に係る判断に着目しながら、答申の内容を検討する。 本節では、 ら本件対象文書の全部を利用に供するよう異議申立てが行われた。 に該当するとして利用制限する原処分を行ったが、異議申立人か 件対象文書の一部が公文書管理法第一六条第一項第一号イ及び に国立公文書館に移管されたものである。平成二五年一二月に本 とともに綴ったものであり、 等に際して文部省の認可を求めるために申請した書類を決裁文書 利用決定に関する件)であるロ。諮問対象文書は、 決定に関する件、「日本経済短期大学(昭和六一・一一)」の一部 定に関する件、「日本経済短期大学(昭和六一・一)」の一部利用 に関する件、「日本経済短期大学 本経済短期大学(昭和四五.八~昭和六〇.四)」の一部利用決定 平成二六年度答申第一号、同第二号、同第三号及び同第四号(「日 員会に四件諮問を行っている。公文書管理委員会から出された答 大学を運営する学校法人亜細亜学園が、学則の変更や学科の廃止 国立公文書館は平成二三年度から二八年度までに公文書管理委 本稿のテーマである個人に関する情報に絞って 文部省において保有し、平成九年度 (昭和六一: 一)」の一部利用決 日本経済短期

用制限について、「大学等の教員が行う教育研究活動に係る個人に害するおそれがあることから利用制限を行ったものである。歴、職歴等について、公にすることにより当該個人の権利利益を歴、職歴等については、大学教員の生年月日、本籍、現住所、学

が法第二条第七項で定める特定歴史公文書等であることに鑑み、 等が積極的に公にしていない個人に関する情報であっても、 利用請求に係る利用制限事由該当性の判断は、 公表の事実をもって個人に関する情報を利用に供すべきものとは解されず、 る場合であっても、 物への掲載、 文部科学省が平成二二年文部科学省令第一五号により学校教育法施行規則 することとされていたが、 く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものと 関する情報の取扱いについては、 の死亡など時の経過を踏まえた考慮を併せて行うことが基本となる」とし している。さらに、 係を踏まえて行われるべきものである」、との判断を、答申においてまず示 法によって自主的な公表を一層促進させる取組が進められている」とする の一部を改正 に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、 大学等における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広 方で、「特定の教員について、一部の情報が公表された状態で存在してい 又は短期大学設置基準 インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方 (平成二三年四月一日施行) これが個別的な事例にとどまる限りにおいては、 「時の経過」については、「文部科学省や当該学校法人 さらに、 (昭和五〇年文部省令第二一号)において、 大学設置基準 大学等が公的な教育機関として、 Ļ 上記の教育研究活動との関 各大学等においても、 (昭和三一年文部省令第一 本件対象文書 当該個人

人が既に死亡しており、その社会的信用や評価が公になることにより、当亡している教員の月額基本給については、「権利義務の保護を受けるべき個用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当としている。他方で、死額基本給、印影等については、公文書管理法第一六条第一項第一号イの利名の上で具体的には、生存する個人の公表されていない住所、職歴、月

該個 あった。 断を示している。 権利利益を害しないときには、 が妥当である」とし、当該個人の死亡に加えて、 法第一六条第一項第一号イの利用制限事由に該当せず、 るものともいえないことから、 遺族の社会的信用や評価の全てであるともいえず、遺族の権利利益を害す 族が存在している場合であっても、 に該当するものと認められないため、 一人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。 死亡している教員の職歴、 行政機関情報公開法第五条第一号本文後段 当該情報を利用に供するべきであるとの判 その月額基本給が遺族の世帯収入や、 当該情報が記録されている部分は、 印影についても同様の判断で 当該個人の情報が遺族の 利用に供すること 仮に当該個人の遺

に情報を公にすることとされている大学等の教員が行う教育研究活動に保に情報を公にすることとされている大学等の教員が行う教育研究活動に係に情報を公にすることとされている大学等の教員が行う教育研究活動に係このように、公文書管理委員会の答申においては、当該文書が、積極的このように、公文書管理委員会の答申においては、当該文書が、積極的

# 族、親族又は婚姻」に関する情報を事例として第三節(「時の経過」を踏まえた利用制限事由への該当性の判断~「家

されている「家族、親族又は婚姻」を事例紹介し、考察を加えたい。否かを個別に判断することにしているが、審査基準の(別添参考)で例示あった場合には、審査基準の(別添参考)を参照しつつ、利用に供するか国立公文書館では、三〇年を経過した個人情報を含む文書に利用請求が

国立公文書館には、民事判決原本など、離婚や家督相続人廃除等に関する訴訟のような、親族関係をめぐる争いについて詳細に記載されている文を書がある一方で、特定の個人の親族の情報(氏名、住所等)が親族欄に単書がある一方で、特定の個人の親族の情報(氏名、住所等)が親族欄に単書があるかると、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報になるのかの公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報になるのかの公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報になるのかの公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報になるのかの人間がは、文書が作成されてからの経過年数や当該個人が職務遂行中の公務といる文書館には、民事判決原本など、離婚や家督相続人廃除等に関するのの、判断に困難を伴う場合もある。

は、留守名簿を以下のとおり規定している。守業務規程」等に基づいて作成されている文書である≌。留守業務規程に九四四年)一月三○日陸軍省の陸亜普第一四三五号で規定されている「留た留守名簿を事例にとりあげる。留守名簿は、その大半が、昭和一九年(一ここでは、比較的利用請求の多い厚生労働省社会・援護局から移管され

隊編入年月日、 第四条 住所、 続柄、 外地、 氏名、 前所属及其ノ編入年月日、 内地各部隊 徴集 (任官)、 ハ留守名簿ヲ調製シ常ニ所属人員 役種、 兵種、 本籍 (在留地)、留守担当者 官等並等級、 (ノ当該) 級俸(雇

日、俸給給料等留守宅渡ノ有無、補修年月日ヲ明ナラシムルモノトス端傭人ニ在リテハ其ノ種類及月給額)及其ノ号令年月日、氏名、生年月

係に関する詳細な記述があるわけではな 親族の情報が記載されているとはいえ、 条件付きで認められている。留守名簿はその名のとおり するものとされていたようである。また留守担当者には内縁の妻の記載も リテハ調査ノ上差支ナシト認ムル者ニ限ル)子、夫、母、 留守宅渡受領者トシ概ネ左ノ順位ニ記載スルモノトス 規程の附表第一の「調製上ノ注意」の「四」には、「留守担当者ハ成ルヘク という。)及びその留守担当者の氏名や住所等が記載されている。 弟、 前述のとおり留守名簿には、陸軍の各部隊の所属人員(以下「所属人員 姉、 妹」24と記載されており、 留守担当者欄には、 氏名や住所のみに止まり、 基本的に親族を記 妻(内縁ノ妻ニ在 祖父、 「名簿」 祖母、 であり、 留守業務 親族関 尺

公開することが適当と考えられるのか。

○の個人を識別することができるもの」と考えられる。したがって、留守名の個人を識別することができるもの」と考えられる。したがって、留守名の個人を識別することができるもの」と考えられる。したがって、留守名の側の記述等であったときには、慣行として公とされている情報、表題、書が現用文書であったときには、慣行として公とされている情報、表題、の個人を識別することが適当と考えられるのか。

守担当者がいるかということを簡易に記載している名簿であって、個人の留守名簿は、前述のとおり特定の個人がどの部隊に所属し、どういった留かなりの高齢であるか、若しくは死亡している場合も多いと推定される。所等が現存しない場合や、記載されている所属人員や留守担当者がすでに留守名簿の多くが作成から五○年以上経過しており、記載されている住

#### むすびにかえて

に公開されている<sup>26</sup>。 に公開されている<sup>18</sup>。 が現族を特定する情報等が掲載された名簿(英文)がインターネット上 されている情報と同種の情報が、他館によってすでに一般の利用に供され ないな生活が詳細に記載されているようなものではない。留守名簿に記載

ることになる。

の具体的な記載内容を精査し、利用に供することの可否を慎重に判断することには留守担当者との内縁関係についても場合によっては記載されているなど、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報や、犯罪歴や疾病等に関する情報も記載されている。そのため、実際にど、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情で、留守担当者との内縁関係についても場合によっては記載されているない。他方で、留守名簿は現時点において公にしたとしても、個人の以上のことから、留守名簿は現時点において公にしたとしても、個人の

個別に判断する必要がある。他機関における公表状況を調査するなどし、機械的に審査するのではなく根拠となる規程、時代背景を踏まえ、当該文書の内容を理解するとともに、以上のように、特定歴史公文書等の審査にあたっては、当該文書作成の

長期化を生む要因ともなりえる。と思われるが、一方で、特に慎重な判断を要することも多く、審査期間のと思われるが、一方で、特に慎重な判断を要することも多く、審査期間のこのような方針は、個人情報の利用と保護を適切に行う上で重要である

準によりながら、利用請求ごとに慎重に個別に判断している。するか否かの国立公文書館における判断は、公文書管理法に基づく審査基以上のように、特定歴史公文書等に記載されている個人情報を利用制限

いくつか示しながら、本稿のむすびにかえたい。 する必要がある。最後にこうした個人情報の保護について最近の事例等を性は、時に関する長期的な視点以外にも、変化する場合があることを考慮性は、時に関する長期的な視点以外にも、変化する場合があることを考慮される。 はなく、社会情勢の変化、すなわち当該情報に係る状況や当該情報に対すまた、「時の経過」を単に年月の経過期間の長短に限定して解釈するのでまた、「時の経過」を単に年月の経過期間の長短に限定して解釈するので

ても、 開法第五条第一号ただし書イに該当するとは認められないと判断しているエマ とが予定されている情報に該当するということはできず、 の報道内容が法令の規定により又は慣行として公にされ、 関係等の確認ができていないことから公表することはしていない)からそ 知)」に基づき懲戒処分を行った後にその原因となった非違行為については 日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言え 社会的影響及び社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月 あった事例がある。当該答申においては、当時実名で新聞報道されたとし 関職員の懲戒処分について、当該報道から一年以上経過後に開示請求が 公表しているが、当該非違行為が行われた段階では、その非違行為の事実 したものではないこと(当該行政機関は、「懲戒処分の公表指針について(通 なくなっていること、当該新聞記事の内容は処分を行った行政機関が公表 情報公開・個人情報保護審査会の答申に、新聞で実名報道された行政機 当該新聞報道の時点から時間が経過するに従い、このことに対する 行政機関情報公 又は公にするこ

る場合」などが考えられると記載されている
28。 とは、「警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載 合」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除 コミにおいて頻繁に被疑者(被告人)が特定される内容の報道がされてい している場合」、「被疑者 しており、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合 き、氏名等を部分的に不開示とし、 事件等で被疑者 が、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」には、 ことが通例である場合」、 同様の例は犯罪事件等の被疑者 (被告人)や被害者の個人情報が広報・報道されている場 「開示請求から開示決定までの間において、マス (被告人) の氏名等を冠して事件名が呼称される 個人が特定できない形で開示する」と (被告人) の情報にもあてはまる

人情報保護法が公布された。

「情報保護法が公布された。

「情報保護法が公布された。

「特報保護法が公布された。

「大けれて、の対応」等を目的として、

「大力は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能とされた当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能とされた当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能とまれた。

「大力ローバル化今の対応」等を目的として、

「「は報通信技術の発展や事時代が到来し、個人情報の大量流出事件等により、個人情報の取扱いにつまた、近年、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータまた、近年、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ

て合意ができているわけではない」33が、「忘れられる権利」の議論に大き除を求めるものなどがあり、そもそも「『忘れられる権利』とは何かについる議論は、個人情報の削除をめぐるものや、検索エンジンの検索結果の削対して、検索結果からの削除を求める等、「忘れられる権利」をめぐる議論対して、検索結果からの削除を求める等、「忘れられる権利」をめぐる議論さらに、インターネット上の個人情報について、検索エンジン事業者に

務を負う」<sup>34</sup>としている。 「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個の「実体的範囲」として「本規則は全部又は一部が自動的な手段による個別である。同規則の第二条では、本規則本影響を及ぼしているのが、平成二八年四月一四日に欧州議会により最終務を負う」<sup>34</sup>としている。

ている36。 でいる36。

 『北の丸』第49号 国立公文書館における個人情報に関する利用審査について

持できない」と表明している38。 手の困難化を認めることにある」とした上で、「『忘れられる権利』の意図手の困難化を認めることにある」とした上で、「『忘れられる権利」の情報について永久に非公開とすること、又は、記録を破壊することは支は、一般的に情報を破棄しない、あるいはインターネットを通じて獲得では、一般的に情報を破棄しない、あるいはインターネットを通じて獲得であたを問題視している。そして、国際図書館連盟は、「公共の利益に反しない限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらい限り、生存する個人のプライバシーを保護することを認めるが、これらは、一般的に情報を破棄しない、あるいはインターネットを通じて獲得では、一般的に情報を破棄しない。

ていくべきであろう。

「忘れられる権利」をめぐるこれらの動きを慎重に見極め界でまさに検討が行われている最中であり、これらの動きを慎重に見極めれるをはかい。しかしながら、「忘れられる権利」をめぐって、個人情にない。しかしながら、「忘れられる権利」をめぐって、個人情にない。しかしながら、「忘れられる権利」をめぐって、個人情にない。しかしながら、「忘れらの教育に、今すぐに大きな影響を与れており、紙文書がその大にない。

護性を減少させる点は、今後も変わらないと考える」39と述べている。『時の経過』は、非歴史公文書等の場合とは逆に、個人情報としての要保いて―検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」と題する論稿の中公文書管理委員会の委員である宇賀克也氏は、『忘れられる権利』につ

人の権利利益を害するおそれが認められる場合は、当該個人の権利利益を情報を原本から削除することはしないが、本稿でこれまでみたとおり、個国立公文書館においてはそもそも、個人情報を保護するために当該個人

なっている。「時の経過」が個人情報の要保護性を減少させることを踏まえたものと「時の経過」が個人情報の要保護性を減少させることを踏まえたものとに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得る」と記載しており、人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれ害するおそれのある情報を、利用制限している。また、審査基準にも、「個

け多くの情報を利用に供するように努めることが重要である 時代背景の確認、 文書を審査するにあたっては、通常の特定歴史公文書等以上に、記載内容、 慎重に判断する必要があると考えられる。国立公文書館においてこれらの た場合には、「要保護性」の有無を、行政機関が作成した一般的な文書より 象となることは想定しえなかったと思われる。このため、 なった時点においても、それ以後、 とを想定していなかったと思われ、 のような文書の作成者は作成当時、 あり)の私文書を個人などから取得して公文書としたものが存在する。こ 等の中には、当該行政機関が特定の業務に関係する日記や手紙等 しかしながら、 機械的に判断するのではなく、 刊行物の調査、 国立公文書館が行政機関から受け入れた特定歴史公文書 他で利用に供している史料の確認などを これらの文書を行政機関に提出するこ 特定歴史公文書等として利用請求の対 また当該行政機関に取得されることと 慎重に審査した上で、 利用請求があっ かつできるだ (遺書も

1

2

ばならない」と書かれている。 第一六条第一項に規定する利用制限事由がある場合を除き、利用に供しなけれ由該当性の審査》には、「利用請求があった特定歴史公文書等については、法なお、ガイドラインC―2「利用請求の取扱い」の《留意事項》〈利用制限事

内閣府大臣官房公文書管理課『平成二六年度における公文書等の管理等の状況

等の保存及び利用の状況)』(平成二八年二月)九四頁について(行政文書の管理の状況)(法人文書の管理の状況)(特定歴史公文書の管理の状況)(特定歴史公文書

http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/houkoku/heisei26nendo\_houkoku.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日)

- されている。 四条移管元機関の所掌事務又は業務を遂行するために必要である場合)が法定 四条移管元機関の所掌事務又は業務を遂行するために必要である場合)が法定利用請求者本人のものであった場合)及び移管元行政機関等による利用(第二3 原則に対する特例として、本人情報の取扱い(第一七条記録された個人情報が
- 考え方を踏まえるものとする」)となっている。 利用制限は原則として作成又は取得されてから三〇年を超えないものとする一二条第三項の規定(「館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、4 ガイドラインの当該記述は、そのまま独立行政法人国立公文書館利用等規則第
- 一一年六月)五八-五九頁 5 小原由美子「ICA三〇年原則制定の背景」(『アーカイブズ』第四四号 二〇

http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv\_44\_p54.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日)

び方に統一して記述することとする。「公開」「非公開」という用語は使用せず、「利用」又は「利用制限」という呼ると呼称している。公文書管理法に基づく運用と比較検討するため、以下では6 公文書管理法では、文書を閲覧又は写しの交付に供することを「利用」に供す

7

行政機関が公開可否を判断する際の負担も軽減されるとしている(Charles 行政機関が公開可否を判断する際の負担も軽減されるとしている(Charles で、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、スイスの計九カ国の一般的な制限期間ア、マレーシア、オランダ、イギリス、フランス、ハンガリー、イタリス、アマレーシア、オランダ、カーシャンが、カーシャンが、カーシャンが、カーシャンが、カーシーが、カーシャンが、カーンが、カーシャンが、カーシャンが、カーンが、カーシャンが、カー

Kecskeméti,"La Libéralisation en matière d'accès aux archives et de politique de microfilmage," Archivum 18(1968)p. 29,32)°

Ibid., p. 43-48

9 8

10

- 小原由美子「ICA三〇年原則制定の背景」(前掲)五八頁
- fiffサト ffトトコンの収録議事録等作成・公開制度検討チーム 作業チーム(第一回)配ついて)」(閣議議事録等作成・公開制度検討チーム 作業チーム(第一回)配「国立公文書館ヒアリング資料(国立公文書館における「時の経過」の運用に

中成二八年一一月一一日) 平成二八年一一月一一日)

閣総理大臣決裁) 議議事録等作成・公開制度検討チームの開催について」平成二四年七月六日内当大臣(公文書管理担当)及び内閣官房長官を共同座長として開催された(「閣定期間経過後に公開する制度について検討を行うため、副総理兼内閣府特命担なお、このチームは、閣議、閣僚懇談会及び閣僚会議の議事録等の作成及び一

二月七日) 二月七日)

- 五年)一七四、一八二頁 11 宇賀克也編『諸外国の情報公開法』(財団法人行政管理研究センター 二〇〇
- 号 二〇一五年二月) (前掲)及び拙稿「イギリス国立公文書館視察報告」(『アーカイブス』第五五12 イギリスに関しては、「国立公文書館における『時の経過』の運用について」

http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv\_55\_p10.pdf(閲覧:平成年情報自由法の制定とその意義─」(『外国の立法』二一六、二○○三年五月)おける情報自由法の条文の和約は田中嘉彦「英国における情報公開─二○○○おける情報自由法の条文の和約は田中嘉彦「英国における情報公開─二○○三年五月)れている。jp/diet/publication/legis/216/21601.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日)を参照。また、本稿における情報は関係により、本稿における情報と関係により、表記の表記を表記したが、一部表現を変更した箇所がある。

- 二九年一月二七日) 13 佐藤毅彦・福井千衣「フランスの文書保存法制と地方図書館─文化遺産法典へ
- 14 永野晴康「フランス文書保存制度の諸相─二○○八年法律による公文書保護制

- 0S-InfoBull-2003.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日) のS-InfoBull-2003.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日)
- による公文書保護制度を中心に―」(前掲) 二五-二八頁 資料の出典は前掲の永野晴康「フランス文書保存制度の諸相―二〇〇八年法律料一「不服審査分科会における審査プロセス、これまでの議論の整理」委員会 (第四七回) 配布資料 資
- http://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2015/20151224/20151224haiful.pdf(閲覧平成二八年一〇月五日)

26

- 度を中心に―」(前掲) 二六頁 16 永野晴康「フランス文書保存制度の諸相―二〇〇八年法律による公文書保護制
- 審査基準 2. ②イ

#### 19 18 17 審 同 審 杏 右 杏

- 九 二〇一一年四月)六〇頁 20 田中駒子「公文書管理法の施行と国立公文書館の取組」(『ジュリスト』一四一

29

21

- 号、同第二号、同第三号及び同第四号)大学(昭和六一・一一)」の一部利用決定に関する件(平成二六年度答申第一大学(昭和六一・一)」の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学(昭和六一・一)」の一部利用決定に関する件、「日本経済短期大学(昭和四五・八~昭和六○・四)」の一部利用決定に関す
- http://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/fufukutou/2014/20141219/20141219toushin.pdf(閲覧:平成二八年九月七日)
- 研究所雑誌』六三八号 二〇一一年)二四頁手、共済組員原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」(『大原社会問題22 近藤貴明「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録―工員名簿、工員

- http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/8051/1/638kondo.pdf(閲覧:平成二九年一月二七日)
- 職八・官制八(陸軍省・第一復員省)(国立公文書館)(第二一画像目)JACAR Ref. A03010225100、公文類聚・第六十九編・昭和二十年・第十四巻・官
- 同右(第三二画像目)

25 24

23

- http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/9581 (閲覧:平成二八年九「留守名簿の不開示決定に関する件」(平成二七年度(行情)答申第三号)
- がヒットする。 Mえば「MP1103/2」と入力して検索するとふ虜の文書内のSeries numberに、例えば「MP1103/2」と入力して検索するとふ虜の文書内のSeries numberに、例えば「MP1103/2」と入力して検索するとふ虜の文書がヒットする。
- http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/7437(閲覧:平成二八年一等の一部開示決定に関する件」(平成二四年度(行情)答申第三六四号)7 「特定期間に大阪国税局長が職員に対して行った懲戒処分に係る処分説明書
- 警察庁 平成一八年三月)七頁 窓 「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」(国家公安委員会・

○月一七日)

- 一三日) http://www.npa.go.jp/pdc/disclosure/kijun.pdf(閲覧:平成二八年一〇月
- 平成二七年四月)一頁用等に関する法律の一部を改正する法律案〈概要(個人情報保護法改正部分)〉」用等に関する法律の一部を改正する法律案〈概要(個人情報保護法改正部分)〉」護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利内閣官房 IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室「個人情報の保
- http://www.soumu.go.jp/main\_content/000355092.pdf#search='%E5%80%8B%E4%BA%BA%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95+%E6%94%B9%E6%AD%A3%E8%B6%A3%E6%97%A8'(閲覧:平成二八年一〇月三日)
- 個人情報保護委員会のホームページ「個人情報保護法とは

30

- http://www.ppc.go.jp/personal/general/(閲覧:平成二八年一○月三日)
- 七年三月)一頁 今岡直子「『忘れられる権利』をめぐる動向」(『調査と情報』八五四 平成二

31

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9055526\_po\_0854.pdf?conten

中山貴子「ICA年次会合:『説明責任、透明性、 情報へのアクセス』

告」(『アーカイブズ』第五二号 平成二六年三月)

5/03/acv\_52\_p05. pdf (閲覧:平成二八年一○月四日)。 http://www.archives,go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/201

点を当てて」(『論究ジュリスト』一八 二〇一六年八月) 二四頁 宇賀克也「『忘れられる権利』について―検索サービス事業者の削除義務に焦

33 32 同右、二四頁

データ保護規則)(仮日本語訳)」(二〇一六年八月) 保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則(一般 般財団法人日本情報経済社会推進協会「個人データの取扱いに係る自然人の

草書房 二〇一四年)に詳しい。 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来―世界的潮流と日本の将来像―』(勁 八年一〇月一七日)なお、EU一般データ保護規則の制定過程等については、 https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005075(閲覧:平成二

34 ネス-E』三〇四 二〇一六年六月二日) 今岡直子 『忘れられる権利』と国際図書館連盟 (IFLA)」 (『カレントアウェア

http://current.ndl.go.jp/e1801 (閲覧:平成二八年一〇月一二日)

35 中山貴子「ICA年次会合:『説明責任、透明性、 告」(前掲)7頁 情報へのアクセス』参加報

同右、6頁

37 36 「『忘れられる権利』についての IFLA 声明

平成二八年一〇月一七日) http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla2016forgotten.pdf(閱覧:

39 38 今岡直子「『忘れられる権利』と国際図書館連盟(IFLA)」(前掲)

宇賀克也「『忘れられる権利』について―検索サービス事業者の削除義務に焦 点を当てて」(前掲) 三三頁